

岩手県東日本大震災津波追悼式に係る祭壇等設営及び式典運営等業務 委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、「岩手県東日本大震災津波追悼式に係る祭壇等設営及び式典運営等業務」の委託について、次の各条項により委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 乙は、甲が定めた「岩手県東日本大震災津波追悼式に係る祭壇等設営及び式典運営等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により、「岩手県東日本大震災津波追悼式に係る祭壇等設営及び式典運営等業務」（以下「委託業務」という。）を誠実に実施し、甲は、その費用として委託料〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇円）を支払う。
- 2 本契約の委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。
 - 3 本契約に係る契約保証金は、（契約額の100分の5／免除）とする。
 - 4 本契約に定める請求、通知、報告、指示、承認、承諾及び解除は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 本契約における期間の定めについては、特別な定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 6 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 7 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

（受託者の義務）

- 第2条 乙は、甲に対して、仕様書に定める要件及び条件のほか、本契約書に定めるところに従い、委託業務を提供しなければならない。なお、甲、乙協議の上、仕様書が変更された場合は、変更された仕様書に従って実施しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の履行について、法律上事業者としての全ての責任を負うものとする。
 - 3 乙は、その使用人に対し、労働基準法及びその他労働関係法令上、使用者としての全ての責任を負うものとする。

（再委託等の制限）

- 第3条 乙は、委託業務の全部又は企画業務若しくは監理業務部分を一括して乙以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項以外の委託業務の一部を乙以外の第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持つ者を選定することとし、事前に書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要な事項を甲に対して報告しなければならない。なお、乙は選定に当たり、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選任するよう努めなければならない。
 - 3 前項の規定により乙から委託を受けた者は、本契約により乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。この場合においても、本契約により乙が負うべき責任は軽減又は免責されないものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 乙は、本契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項に基づき、会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

(業務履行に係る受託者に対する措置請求)

第5条 甲は、委託業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲は、第3条第2項の規定により乙から委託を受けた者で委託業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に甲に書面で通知しなければならない。

(協議の実施)

第6条 甲及び乙は、委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他委託業務の履行のために必要な事項を協議するため、必要の都度、協議を行うものとする。なお、本協議の実施等については、甲、乙協議の上、実施するものとする。

(調査等)

第7条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の処理状況について調査を行い、又は報告を求めることができるほか、乙が委託業務を遂行する場所等に立ち入ることができるものとする。ただし、立入りについては、他社機密情報の保持の観点から、立入りの日時、場所及び内容等の事項について、甲、乙間で事前協議を行い、取り決めた範囲で実施するものとする。なお、当該立入りを行う場合、甲は、乙をして甲以外の者に対する守秘義務その他の法的義務に違反させることのないよう、また乙の施設管理権を不当に侵害することのないよう、配慮する義務を負うものとする。

2 甲は、前項に規定する調査、報告、立入りの結果、委託業務の遂行について改善が必要と認めたときは、乙に対し必要な指示をすることができる。

3 乙は、前項の指示に基づき甲、乙で別途協議し取り決めた改善措置に従わねばならない。ただし、改善措置に従ったことを理由として、履行期限の延長、委託料の増額等を求めることはできない。

(備品等の提供・管理)

第8条 乙は、委託業務の履行のために、甲が所有する備品、資料、データ及び情報（以下「備品等」という。）が必要な場合には、甲に対しこれらの資料等の提供を求めることができるものとする。

2 乙は、甲から提供された資料等及び本契約の履行のために乙が作成した資料等を委託業務以外の目的に使用又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承諾又は指示を得たものについては、この限りではない。

- 3 乙は、甲から提供された資料等については、必要がなくなった時点で速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の文書による承諾又は指示を得たものについては、この限りではない。
- 4 乙は、甲から提供された備品等及び本契約の履行のために乙が作成した資料等の外部への漏洩、滅失、毀損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講ずるとともに、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。
- 5 甲は、乙に対して、前項に係る乙の講じた措置について報告を求めるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

(機密の保持)

- 第9条 乙は、委託業務の履行上知り得た情報を機密情報として扱うとともに、他の目的に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り、次の各号の情報は機密情報としない。
 - (1) 既に公知の情報又は乙が知り得た後、乙の責任によらずに公知となった情報
 - (2) 乙が権限を有する者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 機密情報を利用することなく、乙が独自に作成した情報
 - 3 乙が、第1項の規定に違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - 4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後もその効力を有する。

(個人情報の保護)

- 第10条 乙は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委託業務の完了報告)

- 第11条 乙は、委託業務を完了したときは、その実績に基づき速やかに委託業務完了報告書（様式第1号）及び仕様書に定める業務報告書を甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
 - 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(契約不適合責任)

- 第12条 前条の規定による完了確認後、契約の目的物に不適合があると認められる場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。
- 2 前項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
 - 3 第1項に規定する場合において、その不適合が甲の提供した資料等の性質又は甲の与えた指示によって生じたものであるときは、甲は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合の責任を負うのは、前条の検収完了後1年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から1か月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、同条の規定により契約の目的物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(委託料の支払い)

第13条 乙は、第11条の規定による完了確認を受けた後、委託料請求書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する委託料請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲が前項の委託料の支払いを怠った場合は、乙は甲に対して、甲が支払うべき金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。

(業務品質の保持)

第14条 甲及び乙は、委託業務において乙が提供する業務の質を保つことを目的に、必要の都度、委託業務の内容について協議することとする。なお、本協議の実施等については、甲、乙協議の上実施するものとする。

2 前項の協議の結果により、甲は乙に対して必要な措置を講じるべきことを指示できるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第15条 委託業務の実施により発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のために必要を生じた経費については、乙が負担することとする。ただし、その損害が甲の責任に帰する理由による場合においては、この限りではなく、この負担額は甲、乙協議して定めるものとする。

(業務内容の変更等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の遂行を一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める委託料、委託期間その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、甲、乙協議して、変更契約を締結するものとする。

(権利の帰属等)

第17条 全ての成果品に関する一切の権利は、甲に帰属する。

(第三者の権利侵害)

第18条 乙は、甲に対して、全ての成果品が第三者の著作権、特許権その他の権利(以下「著作権等」という。)を侵害していないことを保証する。

2 甲に引き渡された成果品の全部又は一部につき、成果品が第三者の著作権等を侵害するものであるとして、第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。

3 前項において、成果品の全部又は一部が第三者の著作権等を侵害するものであると判断される場合、甲、乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(1) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(2) 甲が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後もその効力を有する。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 19 条 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年 2.5 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

(甲の催告による解除)

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第 7 条第 2 項若しくは第 14 条第 2 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 第 1 条第 2 項の委託期間内に業務が終了しないとき、又は委託業務を終了する見込みがないと乙が認めるとき。
- (4) 契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (5) その他乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由がなく委託業務を実施することができなくなったとき。
- (2) 令和 6 年度の甲の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったとき。
- (3) 乙がこの契約の委託業務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。
- (4) 乙が債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確にした場合において、残存する部分のみでは契約した目的が達成できないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明確なとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号について同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(8) その他この契約に違反したとき。

2 前条及び前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(損害賠償)

第22条 甲は、第20条及び前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、同条第2項の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として乙から徴収する。

(不当介入に対する措置)

第23条 乙は、甲又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(乙の契約解除権)

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により、甲が業務内容を変更したため、委託料の総額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第16条の規定により、業務の中止期間が委託期間の2分の1以上に達したとき。

(3) 甲が本契約に違反し、その違反によって乙が委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(協議解除)

第25条 甲は、委託業務が完了するまでの間、必要があるときは、乙と協議の上、本契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(業務の引継)

第26条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除又はその他契約の終了事由の如何を問わず委託業務が終了した場合には、乙は、甲の求めるところに従い、委託業務の終了日まで、甲が指定する者に本業務を移行する作業を支援しなければならない。

2 前項に規定する作業支援の具体的な内容は、甲及び甲の指定する者と乙で協議の上、定めるものとする。

(代表者等の変更の通知)

第 27 条 甲又は乙は、その代表者又は住所を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(契約外の事項等)

第 28 条 甲及び乙は、本契約の各条項の解釈に疑義のある場合及び本契約に定めなき事項については、本契約の公共性の高さに鑑み、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲（委託者） 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙（受託者）

様式第1号（第11条関係）

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所
受託者

印

委 託 業 務 完 了 報 告 書

次の業務について、委託契約書にもとづき委託業務を完了したので報告します。

- 1 委託業務名
岩手県東日本大震災津波追悼式に係る祭壇等設営及び式典運営等業務
- 2 実施期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

※ 提出に際し、仕様書に定める「業務報告書」を添付すること。

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所
受託者

印

委 託 料 請 求 書

「岩手県東日本大震災津波追悼式に係る祭壇等設営及び式典運営等業務」に係る委託料を次のとおり請求します。

請 求 金 額	円	
委 託 料 金 額	円	
振込先金融機関名 口座番号等	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	
	口座番号	